

令和7年7月3日

関係者 各位

ご 回 答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年6月29日付けの公開質問状に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

草々

記

1 質問1及び質問2に対するご回答

現時点において、説明会を開催する予定はございません。土壌ガス調査の結果報告及び第2次ボーリング調査計画につきましては、お送りした資料記載のとおりであり、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、説明会を開催する必要性があるとは考えておりません。

2 質問3に対するご回答

当方としては、令和7年6月26日付回答書記載のとおり、問題はないものと考えております。

3 質問4に対するご回答

株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、令和7年6月26日付回答書記載のとおり、現時点において、計量証明を求める必要性はないものと考えており、計量証明を求める予定はございません。

4 質問5に対するご回答

計量証明の発行が必ずしも求められるものではないという趣旨において、該当箇所を適示したものであり、当方としては、失当であるとは考えておりません。

5 質問6に対するご回答

株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社としては、適正な測定が行われており、証明印がないことについて、問題があるとは考えておりません。

6 質問7に対するご回答

既に令和7年6月18日付の回答書により、ご回答申し上げましたとおり、令和7年6月9日付け文書により、ご要請いただきました変更の必要性はないものと考えております。ご要請いただきました測定士の氏名等については、当方としては、開示の必要性があるとは考えておりませんので、開示の予定はございません。

7 質問8に対するご回答

試料採取等の現場に技術管理者が立ち会うことが必須とされていない旨を記載させていただきましたとおりであり、当方としては、失当であるとは考えておりません。

8 質問9に対するご回答

■■■■氏からは、令和3年10月7日に現地踏査を行った旨の報告を受けております。

9 質問10に対するご回答

当方としては、回答の必要性がないものと考えますので、ご回答については、差し控えさせていただきます。その理由についても同様です。

10 質問11に対するご回答

当方としては、令和7年6月26日付け回答書記載のとおり、社判の押印が必ずしも必要があるとは考えておらず、お送りした文書が真正に成立したものである以上、社判の押印がないものを添付することに問題があるとは考えておりません。

11 質問12に対するご回答

ご指摘のとおり、追って、第二次調査の結果を示す報告書を郵送させていただきます。説明会の開催については、現時点においては、予定しておりません。

以上